

令和元年度第2回岩手県文化財保護審議会 議事録（審議内容）

【木造虚空蔵菩薩坐像（有形文化財：彫刻）】 担当委員：政次 浩

（政次委員）

それでは説明させていただきます。資料は12ページからございまして、17ページには本文、それから18ページから21ページまでは図版になっております。適宜スライド、画像もご覧いただきながらお聞きいただければと思います。

岩淵課長さんからしっかり説明いただきましたので付け足しのようなことになりすけれども、1面2目2臂の菩薩坐像です。調査報告書12ページには形状を書いております。

変わっているのが、宝冠が将棋の駒みたいに五角形の部材、パーツでできていまして、これが8面ぐるりと取り巻いて宝冠を構成しております、うち、前5面がおそらく植物文かと思っておりますけれども、真ん中に丸がついているということですね。それで、構造にかかわるので申し上げますと、体側、上腕、前腕を体に密着させて隙間なく作っております。形の上からは右手はおなかの上に置いて、剣先が無くなってしまっていますが柄だけ残ってまして、三鈷剣を握っていたようです。

それから、付属品はございません。

品質構造ですが、カツラ材とみております。そして今ご覧いただいている画像で、別材になるのがこの左手首先と膝前の2箇所のみです。それ以外は、頭頂の宝冠、髻、それから両肩先、右手首先を含めて堅木の一枚材で、木心を外しております。

（会長）

宝冠は外れない？

（政次委員）

一木です。膝前材は同じく木心を外して横木一枚材。そのジョイントは、こここのところで矧ぎづらがありまして、柄穴を設けておりまして、この相方になる膝前材がこれです。同じく角柄穴を切っておりまして、これに後補なんですけれども、雇いの角柄を入れてジョイントさせております。

続けます。表面は素地仕上げで、現状古色。彩色、墨描は確認されませんでした。それから、頭体幹部材が木心を左斜め後ろに外した木表を使い、膝前材は木心を前方斜め上に外した、いわゆる木裏を用いております。

像底の写真をご覧いただきます。両材とも比較的黄みがかかった材を使っております、先ほど申しましたとおり、ジョイントの方法で接合されておりますが、おそらくこれにニカワかと思いますが接着剤があったかと思っております。

品質技法で気にしていただきたいのがここです。これは体側から背面にかけてなんです、細かいノミ跡がびっしり残っておりまして、これ、とても気になっているところです。

それから法量は、像高が頭頂から地付きまでが一尺ですね。小さいお像です。

保存状態ですけど、別材製の小材、つまり左手首先、それから右手の持物、雇柄2本は後補と考えております。欠失部は左手、これは頭体幹部材と共木なんですけど、指の一部と右手持物の過半です。保存状態で危惧されるのが、全体に虫損、汚損があるんですけど、特にカビの被害が今も進行中でして、お堂もカビのにおいがあつたかに記憶しております。カビが進行中なものですから、その処置は緊急の課題かなと考えます。

作者がわかりません。時代ですけど、お手元の画像、図版ですが、21 ページに赤外線ですね、この墨書の位置は、像底の膝前材のここです。膝前材のここがトップになるんですけど、21 ページをご覧くださいますと、画像が、向かって右がお像の前面になりまして、向かって左側が頭体幹部の矧ぎづら面になります。これすでに宮古市さんの調査でもお読みになっておられて、それを参考にさせていただきまして、応永24年太才丁酉ですか、8月29日入仏、それから右行が、摩耶経一百三十六部餘分、一字不明、旧字の佛、左行が二貫三百文なりというふうに読めました。で、唯一読めませんでしたのがこの字です。金偏だというのはわかるんですけど、ここ、虫が食べちゃったんですね。この右側の旁がわかりません。大きくちょんちょんが二つあって、はらいがあつて、四角い形状のものがあるんですけど、読めませんでした。宮古市さんの調査では、鑄造の鑄の字、寿という字ですね、そう読んでみたけど、これ、木彫仏なのでちょっとどうかと思います。ただこれ見えますと、意味としては、ここに例えば墨書の筆者がくるのか何らかの儀礼がくるのかわかりません。この一文字が読めないととても気持ちが悪い状況が続いております。

このお像の名称ですけど、先ほどの、今3面しか見えませんが、これ8面ぐるりと取り巻いてまして、この8面宝冠のうち丸が五つあるんですね。後ろ3面が無文です。この宝冠の5つの円相を五仏とし、宝冠を五仏宝冠と見なし、右手の剣とを勘案するなら、本像は一般的な虚空蔵菩薩と認められるということで、虚空蔵菩薩と寺伝通り案件では使っております。

先ほどの墨書銘ですけど、能筆ではないんですけど、楷書で行ごとに概ね大きさの整った文字で書かれておりまして、これはこの入仏、おそらく開眼供養にまつわる墨書銘と見て差し支えないと思います。ただ、このお像は、一尺程度の小さいお像で、墨書銘には伝来を示す情報が含まれていませんので、このお像の伝来ですね、ちょっと慎重に考えなければいけないと考えております。ポータブルなんですね。持ち運びが比較的容易なものですから、現在の所蔵者、長根寺さんと関連付けられるかどうかというのが、検討を加える上で大きな課題です。長根寺は度重なる災害によって、関連史料、文献史料などがございま

せん。この虚空蔵菩薩が初めて資料上登場するのが、大正13年を待たなければなりません。この参考にした寺史によりますと、近隣のお寺が無住になって位坐されたと、根拠がわかりませんが書いていました。この廃寺になったもとの赤竜寺と、長根寺は結局、黒森権現の一山信仰圏を構成する要素でございまして、大きく言うと黒森権現の一つの信仰圏の中に位置づけられるお寺さんとなります。近世の資料等をみておりますと、このお像の伝来はわかりませんが黒森権現には虚空蔵堂があったということがわかります。なお、虚空蔵菩薩というのは東北地方では比較的造立例が少のうございまして、この黒森権現の虚空蔵堂というのは、このお像の伝来を考えるうえで、この伝来からとても興味があるというか、魅力的な存在となっております。従いまして、現時点ではこのお像の伝来については近世にさかのぼって、それ以前の伝来を確かめることはできません。ただ、この黒森権現の虚空蔵堂というのは、本像との関わりにおいて特に注目される点であるということで、このお像のことではありませんが、近世の資料を見ますと黒森の一山の中でのお像の移動というのが記録に残っております、このようなやりとりもあったかもしれないということです。

所見に戻ります。本像は頭体幹部がほとんど全て一材で、それから像底を見ますと、通常ですね、もう少し大きい2尺程度の坐像の場合ですと、頭体幹部材のここですね、両サイド、ここに三角材を入れるんです。頭体幹部材を四角い角材で作ることが多いんです。こちらは三角材を別に寄せて、ということになるんですが、これも一材でつくっております。それから、先ほど両手が体側に密着しているといいましたけど、ここも一材で使ってるんですね。ということです。要するにもう少し大きいお像、2尺とか3尺のお像から見ると、非常に一木造りで評価としては、構造の簡略化が見られるのかな、と考えていますが、おそらくお像の大きさと相まって、この程度、共木で作っても差し支えない用材を選んだという風なことかと考えております。

それですね、もうひとつ、これは脱線します。

このところに明らかに人為的な割り穴があるんです。これについてはわかりません。もしかすると当初の台座から相方が出てまして滑り止めとかあったかもわかりませんが、明らかに人為的な穴で、用途は不明のままです。

さて、これが構造です。このお像の作風なんですけれど、肩幅が広く短軀で、全体ずんぐりとした体型、だいたいこう、二等辺三角形に収まる感じですけど、体部に対して頭部がやや過大で、短軀でずんぐりした印象を受けます。また、顔立ちもずいぶんユニークですね。長大に引かれた眉と眼、この両眉がここまで来るんですね。体側の方まで流れていて、ちょっと気にしていただきたいのが、眉根が比較的扁平というんでしょうか、カーブをあまり、きつく円弧を描いていないというのと、眉と眼の間隔がほかのお像に比べて比較的

短いということ、眼もぐうっと体側に流れるように大きく引いている。また、小鼻、鼻翼ですね、鼻翼がたくましく膨らんでなかなかですね、口をとがらせた顔立ちがとても印象深い。このお像の作風としては特に注目される。

また、側面を見ますと、顔が前に出張っているんですね。要するに、後頭部が肩の途中からはじまりまして 顔がぐっと前に出て、奥行きも長いんですね。なかなか特徴的なものです。

このような作風というのは、このお像の時代の前後を見渡してみますと、正法寺のつまり禅宗の彫刻に見られる特徴に合致する。同じように長大に引かれた眉、それから比較的円弧を描かない平らなというんでしょうか、長く引かれた眼、大きく張った小鼻、とがらせた唇、全体にずんぐりした体型というのが、こういうお像の系統を引くものと考えております。これは、正法寺の釈迦如来坐像、明徳3年、1392年ですね、このお像の25年前のお像です。それから翌年の明徳4年の同じく奥州市の宝城寺さんというお寺ですけど、ずんぐりした体型で、こういう長大な眉や長く引かれた眼、それから大きく張った小鼻というところが共通すると考えております。したがってこの（長根寺の）お像は、やや簡略化が見られるものの、それらの特徴に合致することから、いわゆる禅宗彫刻の系譜に連なるものととらえております。

それで、先ほど細かいノミ跡の話をしたんですけど、果たせるかな、この宝城寺のお像も、体側から背面にかけて細かいノミ跡をいっぱい残しているんですね。禅宗の木像に対する、木彫像、尊像に対する観念はちょっとまだわかっていないんですけど、これが長根寺のお像だけじゃなく、宝城寺のにもあるというふうなことは、もしかすると禅宗の木像観に対する観念と関わりがあったりする可能性もあるので、今後の課題としていきたいんですけど、この一致が必ずしも偶然じゃないんじゃないかと思っております。

なお、正法寺と宝城寺のお像は、ともにヒノキまたはカヤと報告されております。ヒノキ、カヤのお像は東北地方で極めて稀な作例なんですけど、それが正法寺、宝城寺が突然ヒノキやカヤを使ってということを出てまいりまして、これは、おそらくはこの製作者を含めて、よその地域からの移入と考えるべきだろうと思っております。

翻って、長根寺のお像は、東北地方で一般的なカツラが使われておりまして、禅宗の系譜に連なるということなので、正法寺のお像のようによそからもたらされた禅宗、それから禅宗彫刻という一つの文化が流入して、それが展開して東北地方に根付いたと、それがカツラという地元の材を使って作られるようになったということを物語るお像として貴重だというふうに思います。

この長根寺のお像の伝来は近世にさかのぼってはわかりませんが、この長根寺のお像というのがよそからもたらされた可能性がありやしやというのを考えてみたいのです

が、あると思います。ただし、これが先ほどの正法寺のことを考えますと、必ずしも現岩手県域、より遠くを隔てた場所でなくとも現岩手県域、その周辺でこういうお像が、つまり正法寺のお像の作風や技法が定着していったと考えてみたときには、宮古とまでは言えないけど、蓋然性としては正法寺の周辺域ですね、それを含む岩手県域と大きくとらえても必ずしも大きな間違いでは無いと思っています。

さて、ではこの長根寺のお像が現在の所蔵者である宮古の長根寺とどのような関係があるかということなのですが、なかなか難しいです。ただ、宮古という地区に、この禅宗彫刻が入り込むような環境がこの時代に整備されているかということ、どうやら整備されている可能性もあるというのをお示ししたいのがこれです。腹帯地区ですね、宮古の西側になりますか、山沿いの方になるかと思いますが、後ろが腹帯館という中世の城郭だそうですが、ここにあります板碑ですね。自然石を使っていかにも東北地方らしい板碑なんですけど、白地に黒いぼちぼちがいっぱいあって、花崗岩とかですか。自然石の形をそのまま活かした板碑なんですけど、この碑面は少し窪めておりまして、上に三角形の作りだしがあるようです。この板碑が、この長根寺のお像の銘文の21年前に作られているのがですね、応永第三ですね。くぼみが見えますね。この碑文を読みますと正法眼蔵涅槃妙心という、禅宗で最も尊重される釈迦の金言がここに彫られておりまして、この板碑を見る限りにおいては、宮古という場所に長根寺像が作られる20数年前にすでに禅宗が歩みを進めていたことを物語る資料と評価しています。従いまして、現時点での長根寺のお像の伝来については、不明のままとせざるを得ませんが、宮古という場所で造立された可能性も否定はできませんということ考えております。

それで、このお像をどう評価するかということ、現岩手県域における禅宗彫刻の一例であると。禅宗という新たな文化を受容し、それが展開し定着する間と明快に示していると。さらにこのお像は墨書銘によって造立年を明らかにする彫刻史上の基準作例であるということ。室町時代前期における他作例で、さらにはその前の時代ですね、南北朝皇統晩期の他作例の比較検討のうえで、目盛りになる意味で、とてもこのお像の存在は貴重である。従ってこのお像というのは、岩手県の文化を知る上で貴重な存在と言えるということです。

今後は、このお像自体の評価を深めていくのはもとより、このお像を基準作例として他作例の比較検討を進めていき、岩手県域の歴史文化をさらに深めていくこととしたい。その時にこのお像は、かけがえのない存在であるということで今回諮問しております。

それと、17ページの最後のところは、個人的に興味があつて、墨書銘にですね虚空蔵菩薩を造立するのに摩訶摩耶経が出てくるのが何でだろうとすごく興味があつたんですね。私、摩訶摩耶経、仏像の造立とか虚空蔵の造立の中で見てきて、このお像以外ちょっと知らないです。摩訶摩耶経はどちらかというとマイナーな經典でして、一切経の書写では、他の

お経と一緒に書かれるんですが、単独で書写されたり読誦される、あるいは用いられるのはちょっと寡聞に知らないんですね。摩訶摩耶経の教義を読みますと、このお経はお釈迦さんが生母摩耶夫人に説法を行っているよと。釈迦が入滅してその入滅を嘆く母の摩耶夫人に対し、釈迦が一旦再生し、説法するということです。余談ですけど、金棺出現図なんて平安仏画の超名作はこの摩訶摩耶経を典拠にしているんですが、中世ですね。全然知りません、このお像以外で。摩訶摩耶経はこういう教義なんです。

一方、虚空蔵菩薩というのは、知恵、知識、福德、いつの頃からか十三詣りという、少年の通過儀礼の祈願対象とされてきているものですから、このあと、摩訶摩耶経と虚空蔵菩薩の関係を考える上で、例えば、母と子の関係とか、子どもの成長祈願などと願意として検討することも無駄ではないのではないかと。今後民俗学及び歴史学との連携によって、墨書の内容についていっそう理解も進むと考えております。いずれにせよこのお像が彫刻史上こういうふうな評価があつて、このあとのさらに引き出しを増やすというか、様々な調査研究の材料になるということで、岩手県として大切にこのあとも保存・保護を図っていく必要があるということでございます。

最後に大まかなことを申しますと、室町時代、15世紀の初めということで、比較的彫刻史の中では若い時代のものなんですけど、すでに岩手県においては陸前高田市の常膳寺で木造聖観音菩薩立像、同じ陸前高田市で明德ですか、黒崎神社の木造十一面観音菩薩御正躰などの指定の実績がございます。岩手というのは、平安時代はすでに国宝や重要文化財に指定されているきら星のごとき個性豊かな仏像をたくさん要するお土地ですね。これが現岩手県域の場合、鎌倉、南北朝になりますと、彫刻の作例は比較的低調です。2回目のピークを迎えるのは室町時代です。従いまして、これまでの研究・調査が、平安時代に比べると進んではいない室町時代というのも岩手の彫刻史、文化史としても第2のピークとしてこのお像、それから常膳寺、黒崎神社の作品などとともに特に評価、意義を伝えていく必要があるかと思えます。それによってその前の時代の南北朝ですね、そのあとの時代、そのあとの時代というのは岩手は個性豊かな、例えば葛巻町の宝積寺の六観音像のような個性豊かなお像をたくさん生み出す風土、その母体ともなった時代でもあるということで、室町時代という彫刻の中であまり顧みられることのなかった若い時代ではありますが、以後このお像等をはじめとしてこの時代のお像についても特に注目して保護を図っていく必要があると考えています。以上です。

(会長)

ありがとうございました。小さなお像ですが、非常におもしろい、いい作風のものではないかと思いますが、歴史的な解釈は、やはりこのお像の評価を高めていくうえでは重要なポイントだろうと思いますが、今ご説明いただいたことも含めまして何か確認いただくこ

と、または疑義があればお出しいただきたいと思います。

(窪寺委員)

あの、素人ですので間違っていたらすみません。ここで、天台系の仏像と解釈をすることは不可能ですか。先ほど、正法寺と宝城寺のを見て、何か印象が違うなと思ったのですが。

それからもう一つ、その印象の差は、先ほど政次先生がおっしゃっていた、より岩手県にプリミティブな造形だからそう思っちゃうのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(政次委員)

あの、大きく見て、正法寺などの禅宗彫刻の系譜を引くということは疑っていないんですけども、今先生がおっしゃったのは、例えばその細部、それから造形感覚の中にもしかするとこの作者、長根寺の作者がすでに習得していたような作風とかですね、技法なんか、図らずもあらわれてくる可能性はあると思います。したがって、先ほどから注意しながら言っているんですけど、このお像というのは、禅宗のパリッとしたもの、正法寺ですね、入ってきて、それがこう展開、定着それから受容ですね、していく過程を如実に現すということで、ある種先生がおっしゃっているプリミティブな造形感覚というのでしょうか、言葉で言いづらいような雰囲気というはあるかとは思いますが。天台系ってなると、じゃあ天台系ってなんだ、という話になってしまうので、私はそこまで現時点では深入りするような知識はもちあわせておりませんのでお許しただけませんかでしょうか。

(窪寺委員)

もう一ついいですか。宝冠の文様の説明があんまりなかったんですけど、これに注目するとどのようなことが言えるのでしょうか。

(政次委員)

難しいです。これですね、この五角形を構成要素とするというのは鎌倉時代以来、それは金属製の宝冠ですね、あるんですね。この中にですね、通常ですと唐草文、13世紀、14世紀の先行する作例の金属製の宝冠ですと唐草文なんですね。これは構成としては左右対称、ちょうど真ん中で折り目をつけてパタンとたたむとちょうど重なって見えるような左右対称にずいぶん簡略化、形式化、省略可されたものかと思いますが、おそらくは前の作例を見ると植物文の名残というのでしょうか、と考えておりますがいかがでしょうか。

(窪寺委員)

私はですね、如意頭文と霊雲文の混合というか、併用だと見ました。それで、その左右対称というのはたぶん下絵の転写法と関係しているはずなんです。そう思ったんですけど。

(政次委員)

あの、雲気というか、如意頭ですよ。

(窪寺委員)

唐草と解釈するのはすごく難しい。

(政次委員)

わかりました。今の段階で植物文とぼやかした書き方としたのは、唐草文とまでは今申し上げたように断定はできないですね。とはいえ、雲気文というのが他の彫刻作例には、私は寡聞にして知らないものですから、如意頭文という所までは断定できなかったのも植物文という言い方をしているんですね。ただ、その表現を工夫するということではいかがでしょうか。植物文または如意頭文などの、ちょっと工夫しますが、植物文というのも断定するのも、私、言いすぎかと思うので少しご猶予いただけませんか。

(窪寺委員)

あとですね、この宝冠の円文があるでしょう。あそこに何か描かれてたんじゃないですか。

(政次委員)

見たんですけどなかったです。

墨書、墨のせはなかったですね。現状素地仕上げで古色に覆われているんですけど、色を塗っているような痕跡は見当たらなかったです。素文というようなことで、ただこの円相を五仏と見なして虚空蔵として考えております。

(窪寺委員)

一番最初にこれを読んだ時に、用語として、現岩手県域としていいのかなと思っちゃったんですよ。というのは、ここで事例としてあがっているのが曹洞系ですよ、みんな。正法寺も宝城寺も、曹洞宗寺院ですよ。そうすると、正法寺が中世に、いわゆるあそこにきますよね。そこから、曹洞宗が果たしてどう展開したか忘れちゃったんですよ。私、正法寺（の修理を）やったんですよ。こういうのは、県南から沿岸に抜けて発展していきますよね。すごく勉強になったのは、宮古の長根寺、これが曹洞宗寺院かどうか。

(政次委員)

真言宗です。

(窪寺委員)

真言宗ですか。それで、ただし、この先ほど写真でわかったのですが、釈迦の言葉の線刻というのが、まさに曹洞宗ですよ。なるほどなと思ったのですが。そうとしてもこの現岩手県域ということはどういう概念で用語として使われたのか知りたくて、広がりがありすぎるんじゃないなと思ったんですけども。

(政次委員)

おっしゃるとおりなんです。適当な言葉が見つからなかったということもありまして、陸奥国だと広すぎますし、ということもありまして。

(窪寺委員)

どうもありがとうございます。

(委員長)

あと何かありませんか。

(窪寺委員)

あともう一つ、重要なのが。

ノミ跡がありましたね。あれ気にされててたまたま2例写真で拝見しましたけれども、背面ですよ。それで、ノミ跡を造形意匠にするって、だいたいは応永前後から多くなるんですよ、建物の場合は、彫刻で。わざと残すんですよ。わざと残したようなものでもないように思っ

(政次委員)

これですね。同じ宝城寺の側面ですけど、こちらはびっしりあるんですよ。ちょっと写真が甘いんですけど。

(窪寺委員)

丸ノミですね。

(政次委員)

で、長根寺の話をしていただきますと、2mmほどの極々細いというか丸みかと思うんですね。

(窪寺委員)

全国的に調べると、ある可能性はありますよね。ノミを残している。

(政次委員)

あの、そういう意味でどうなのでしょうね。長根寺、宝城寺って、このあといろんな広がりを見せるとい

(会長)

あとは何か。

(高橋委員)

基本的なことですけど、今、禅宗彫刻という流れの中に置きたいということのようなんです。そのあたりは大丈夫な

(政次委員)

はい。禅宗彫刻というジャンルの中でこれほとらえるべきだということで、積極的に禅宗彫刻という言葉を使っております。それがですね、実際には禅宗寺院でなきゃいけないかという、そういうのとはまた別の次元の話だと。例えばこれの壇越とか、わかりませんが、師弟関係とか人間関係とか必ずこの宗派のお寺だからこの宗派のものでなくてはならないとか、今の宗教観とちょっと違う次元のものの考え方をした方がいいのかなと思ってるんですね。

もう一つ言うと、説明を省略しましたがけれど、黒森権現を調べていくと出羽三山の力の大きさとか、影響の強さを如実に感じるんですが、出羽三山が結局ですね、諸宗兼学の何でも来いという、禅宗も相当程度、出羽三山の中で根を張っていたということ、出羽三山の研究の中で考えられているので、一種の総合学問所みたいなことで黒森権現も出羽三山と同じように位置づけた時に、まず、これがこの地域とかこの信仰のお寺にあることに、あまり今の考え方で見ない方がいいのかなと思いました。で、最初にあった禅宗彫刻と言い切っているのかということだったんですが、これは、私は堂々と言い切りたいと思いません。

(会長)

よろしいですか。まさに、どういった壇越っていいんでしょうか、支援者が豊かということでもおもしろい資料ということですが。

【長倉 I 遺跡出土品（有形文化財：考古資料）】 担当委員：熊谷 常正（会長）

（熊谷委員）

2 件目は「長倉 I 遺跡出土品」についてであります。本件については私が調査を担当させていただきましたので私の方から追加の説明をさせていただきます。本日は実物資料も来ておりますので後ほどご覧いただくこととして、簡単にパワーポイントで説明させていただきます。本日お諮りする長倉 I 遺跡は、岩手県の一番北に軽米町がありましてその北東側にあたる場所にあります。八戸に流れる新井田川の流域にあります。この新井田川をせき止める世増（よまさり）ダムがつけられました。このダムの建設に伴う大規模な農地改良事業が 20 年ほど前、あるいはそれ以前から行われておりまして、それに関連した発掘調査で出土したものであります。長倉地区であります。ここにダムの人造湖である青葉湖があり、これに注ぐ大沢川という川があります。これが長倉地区の東側を区画する沢になっており岩手県と青森県の県境になっております。一方、この青葉湖の西側は九戸村を流れてきた瀬月内川と軽米町を流れてきた雪谷川が合流するところにあたりますが、この雪谷川に注ぐ沢としてハウケナイ沢があり、長倉地区の南側を区画しています。地図でおわかりのとおり非常に等高線が密であり、この地区は周囲を沢によって区画されていることがわかります。遺跡は長倉集落の東側 500m ぐらい、標高 300m 程度の丘の上にあります。これが発掘当時の写真です。奥に長倉集落が見え、その先に名久井岳がそびえます。尾根の部分にたくさんの遺構が確認できます。図面であらわすとこうなります。尾根からは住居跡や掘立柱建物跡などいくつもの遺構が確認されました。発掘調査によってコンテナ 550 箱の遺物が出土しておりますが、そのうち 500 箱は東部と西部の捨て場から出土しております。今回の指定物件はこの捨て場から出土した資料を中心に、年代的には縄文時代の後期後半に属する資料を選定したものです。土器、土製品、石製品に分類されますが中心となるのは土器類、土製品の中の土偶類とあります。土器の主体を占めるのは深鉢形土器であり、粗製土器のほか文様のあるものの中でも「くびれ」が途中に有るものと無いものに分類できるほか、文様のあり方についても頸部を無文とするもの、逆に胴部を無文とするもの、両方に文様があるものなどいくつものバリエーションが確認でき、これは岩手県北から八戸地域にあたる東北地方北部太平洋側の特徴の一つとなっております。また、東北地方南部と違っているのは壺型土器が非常に充実していることがありまして、特に後期後半に出現する三段の壺と我々が呼んでいる頸の部分と胴の部分の間に一段の膨らむ部分を持つ壺が出現するのが大きな特徴であります。壺の中には細長い無文の口を持ち、相対するところに穴を空けて吊り下げ用にしたものがあります。吊り手付き小型長頸壺と命名しておりますが、写真を見るとわかるように穴の下に黒い線が見て取れます。おそらく

紐のようなものを通した痕跡であると考えられますが、このような資料は当該地域にしか確認できない特殊なものであります。注ぎ口を持つ壺は注口土器と呼んでいますが、注口土器には頸が短く胴の丸いもの、頸の長いもの、頸の長いものでも三段の壺に注ぎ口が付くという基本的には3種類に分かれるようであるが、壺や注口土器にもバリエーションが豊富であることもこの遺跡の特徴と言えます。更に縄文後期半ばから後半にかけては単孔土器という、胴部の下部分に孔を開けた土器が存在します。北海道から東日本にかけて分布する資料であります。長倉 I 遺跡ではこの資料が 14 点ほど出土しております。一般的に単孔土器は一つの遺跡から 1～2 点しか出土しないのに対し、ここではたくさん出土しております。それから壺状のもの、筒状のもの、棗（なつめ）型を呈するものなど、単孔土器の基本的な種類がすべて揃っていることもこの遺跡の大きな特徴です。香炉型土器にも非常に優れた資料があります。また、土製品では土偶が中心になりますが、この中には縄文時代後期中葉、またそれより少し古いものの中には頭の上に環状のヘアスタイルにしたものから、この部分が尖ってきた山形土偶、そして縄文時代晩期の遮光器土偶まで、後期の中頃から晩期まで土偶の変遷をたどれることも大きな特徴です。特に身体を屈折させる土偶があったり、縄文後期の終わり頃のものである中が空洞の土偶については縄文時代後期末では非常に珍しく、今のところ北海道の国宝に指定された著保内野遺跡のものなどがこれに類するものであると思われれます。主体を占めるのは後期後葉の土偶であり、いずれも肩が張って同じようなポーズをとるものです。頭の後ろが膨らんで、吊り下げ状の穴を持つものが基本になります。これは背中に入組状の文様を持つことから年代的に後期後葉に位置づけられることがわかります。さらに遮光器土偶が成立する頃や成立直前のものも揃っており非常に充実しています。この新井田川流域の類似資料としては八戸市の風張 1 遺跡の資料があり、これは国の重要文化財に指定されています。この中で国宝に指定されているものが有名な合掌土偶です。この土偶とともに出土した土器類は長倉 I 遺跡の土器の時期とほぼ同時期のものですが、土器や土偶のバリエーションは長倉 I 遺跡の資料もこれに勝りともすれ劣るものではないと思っています。風張 1 遺跡と長倉 I 遺跡は 12～13km 離れていますが、この新井田川や馬淵川流域が、その後、是川遺跡や蒔前遺跡に代表されるように亀ヶ岡文化の中核地を形成するわけですが、それ以前にすでに拠点的な遺跡や中核的文化が成立したことをうかがわせる資料ではないかと思えます。風張 1 遺跡になくて長倉 I 遺跡にあるものはいくつかありますが、その中でも最も注目してほしいのは土器の表面を軟らかいうちに両側をなぞり、真ん中部分を盛り上げる手法を使って入組文を描く土器です。これは非常に特殊な土器で、壺形に類似した注口土器とは違う形態をとって、環状の胴を持つ注口土器、頸部が 2 つに分かれた注口土器などの特殊な土器が長倉には存在します。北海道の八雲やキウスの資料には微隆起線文を持つ特殊な赤く塗られた土

器がありますが、これらは長倉から出た資料と非常に類似しています。このような土器は特別な土器として長距離にわたって移動、搬入されたのではないかと考えています。おそらくこれらは北海道に持ち込まれた土器と考えています。似たような資料は秋田県北秋田市からも出てきていますが、北東北から北海道にかけての地域に極めて稀に分布する土器であって、非常に斉一性の強い土器であることを考えると、どこかでつくられて各地に持ち込まれたものではないかと縄文時代の交易関係を考える上でも非常に重要なものだと思います。改めて長倉 I 遺跡の出土品についてまとめると、縄文時代後期後半(約 3,000 年前)のまとまった資料であること、特に東北地方の後期後半の土器の表面に小さな瘤を付ける瘤付土器様式のバラエティ、器種組成をよく示すもので、特に単孔土器、香炉型土器、壺型土器、注口土器は充実していること、微隆起線文を持つ特殊な注口土器は北海道・東北地方の縄文時代後期後半の動向を知るうえで非常に重要であること、土偶は後期中葉の山形土偶から晩期前葉の遮光器土偶までその変遷がたどれる資料であること、土製品や石製品についても非常にユニークなものが多いこと、国の重要文化財に指定されている八戸市・風張 1 遺跡の出土品と併せてこの長倉 I 遺跡の資料は、この地域が亀ヶ岡文化が成立する以前の縄文時代後期後半に独特の発展をみた地域であることを示す重要な資料であると考えています。

(小岩委員)

この資料は以前県の埋蔵文化財センターにあったものと記憶しているが、これは現在軽米町に移譲になったものなのでしょうか。

(熊谷委員)

平成 29 年に軽米町から県に対して譲与申請が提出され、6 月 16 日付けで県から許可があり、秋に軽米町に一括して搬入している。

(高田委員)

これは非常に凄いいもので、風張のものとは比べても時期的に幅が広く、土器もバラエティに富んでいて数も圧倒的に多い。今回の指定は(土器は) 263 点で、今回持参してきてもらったものは全て形が揃ったものだが、その他の土器についてはどうか。半分くらいか形が残っているもの、3 分の 1 くらい形がのこっているものなどはあるのでしょうか。

(熊谷委員)

今回の資料選択にあたってはいくつかの基準を設定しています。小さな破片まで含めてしまいますと管理面で難しい問題が出てくることから、ある程度形が残っているもの、復元などの作業が行われて全体の形状がわかるもの、それ以外に特異なものについてはその条件を満たしていなくても選びましたが、基本的にはきちんと全体の形がわかって管理が確実にできる資料でこの数を選んでいきます。

(高田委員)

なぜこのような質問をしたかといいますと、重要文化財に指定されるとこのあと実は修理が入ります。ここで時間や経費をかけて行われるのですが、県指定の場合、そのような制度はあるのでしょうか。

(熊谷委員)

調書の最後の方にも書いていますが、ぜひ何とかしていただきたいと考えています。これについては岩淵課長から答えていただきたいと思います。

(岩淵文化財課長)

補助金のメニューの中に項目があるのでぜひ使っていただきたいと思います。

(高田委員)

この遺跡が調査されたのは農道の部分だけなのでまだほんの一部です。それでもこのくらいのもが出ていますので、これは要望ですが、ぜひ遺跡の確認調査や遺跡の全体を把握する調査を継続的に実施し、将来的なことを見据えて県と町両方でいろいろと検討していただければと思います。

(熊谷委員)

ありがとうございます。最初にお見せしましたようにこの長倉地区は沢で囲まれて他の地区から独立したような地区です。その中にだいたい十数か所の遺跡がありますが、今、御指摘がありました長倉 I 遺跡以外にも縄文時代後期、晩期を主とする素晴らしい遺跡がまだまだあります。それらも含めた全体の調査を行う必要もあると思います。ありがとうございます。

(政次委員)

美術・彫刻の人間からすると今回の指定点数は天文学的数字のように思えます。これは画像、目録がないと管理、照合ができないのではないかと思います。

(熊谷委員)

基本的には発掘調査報告書が刊行されていますので、図面、写真はすべて揃っています。今回ピックアップした資料については、改めて指定後にきちんとした管理ができる形で軽米町で取り組むということですし、現在収蔵庫の方に一部収蔵しているものについても、指定物件については資料館に持ってきて管理するよう取り組んでもらうことになっています。

【八木巻神楽（無形民俗文化財）】担当委員：中嶋 奈津子

（会長）

次に3番の「八木巻神楽」につきまして、中嶋委員から追加の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

（中嶋委員）

はいでは、よろしくお願いたします。時間も押しておりますので、なるべく端的にお話しさせていただきたいと思ひます。付け加え、ということで改めて簡単に御説明させていただきます。パワーポイントの方をご覧になっていただいと申ひます。

（パワーポイントで説明）

今回提出いたしますのは、花巻市大迫町外川目の八木巻神楽という民俗芸能です。八雲神社という小さなお宮がございまして、そこに保存されております。まず来歴ですけれども、伝承では永禄7年という中世末期の伝承がござい申ひます。ですが、民俗芸能でござい申ひますし、さすがにこの当時の資料というのは全く残されてお申ひません。その後は、何度か中断して、何度か復活しているという状況で、文政2年に復活しているという伝承がござい申ひます。文政2年の資料もござい申ひませんが、これから40年後の安政時代の「神楽の幕」が保存されて申ひます。八木巻集落の10軒の家の男性によって、担われてきたと言われてお申ひます。現在は近隣集落からも参加されて申ひます。

ここで早池峰山麓の大迫町の神楽について、発祥を御説明したいと思ひます。まず、内川目、外川目という隣接した地域がござい申ひます。内川目には、みなさんご存知かと思ひ申ひますが、ユネスコの指定になってお申ひます「早池峰岳神楽」、そして、「早池峰大償神楽」がある場所がござい申ひます。そしてその隣の地域が外川目になりますが、そこには、今は休止で出来なくなつてしまひ申ひましたが、「旭の又神楽」、これは大償より古いのではないかという伝承を持つような神楽でござい申ひます。そして今日お話しいたします「八木巻神楽」、「合石神楽」という三つの神楽がござい申ひます。

（パワーポイントの地図見ながら）早池峰山がござい申ひます。そして岳神楽、そして大償神楽というのがござい申ひますが、ここにある神楽群というのは、この岳と大償の弟子神楽になります。流れを汲んでいるという位置づけになります。ですが、今お話ししているのはこの外川目というところにある神楽の話題でござい申ひまして、弟子を名乗って申ひません。あくまでも早池峰山麓の修験系神楽という位置付けで現在も維持されて申ひます。実は、大償神楽にしても、旭の又にしても詳しいことは未だ解明されて申ひない部分でござい申ひます。そして、近現代になりますと神楽が弱っていることもござい申ひますので、なかなかそれぞれの神楽の歴史性というのが明らかになってお申ひません。ですが、この八木巻神楽はそれぞ

れの神楽の手助けを得て何度か復興しているということ、そして、最近まで近隣の神楽と交流を持っているということで、八木巻神楽を調査することで、ある程度大迫地区の修験系神楽の近現代の様子を知ることのできるのも、そういった意味でも貴重な神楽であると思います。

系譜につきましてですが、決して古いものではないです。由来書がございます。「八雲神社八木巻神楽」というものがございます。これは、その地域に伝承されている神楽の系統を綴ったものがございますが、銘がございません。ですが、作成者の名前から、昭和7年に復興した時に作成されたものと推定されます。その内容は寛永、天明、天保の大飢饉で神楽を休止したがその都度復活した。そして、神楽は明和8年、文政2年、昭和7年に復活した。その時に、岳、大償、そして旭の又神楽が関わったという伝承を記しています。先ほど申しましたが、安政6年銘の権現幕、神楽の幕が残されていて、少なくとも江戸時代後期には神楽の祈祷舞が行われていたことがわかります。獅子頭を権現様と呼んで奉じて祈祷するという、こういったものを昔からやっているということです。これが、昭和7年におそらく作成されたであろう由来書で、今日お持ちしております。そしてこれが、安政6年銘の神楽の幕でございます。神楽の幕と申しましても、獅子頭に付随する権現幕でございます。これについては、また、ちょっと面白い情報がございましたので、後ほど説明したいと思います。まず、こちらの神楽には、民俗芸能にしては珍しいほど、比較的昔の資料が残されています。今お見せしました安政6年の幕他にも、明治30年の幕ですとか、神社の幟、明治の時代のもを多く残しております。これにつきまして、安政6年己未、1859年の幕でございます。これ、実は、染め抜いているものが消されている痕跡がございます。実物がございますので、後ほど御確認いただきたいと思いますが、読める部分がわずかにあり、専門の方にもお願いして見ていただいたのですが、おそらく「白山妙理大権現」と染め抜いているであろうことがわかりました。この地域というのは白山信仰が浸透しておりますので、その名残かと思われます。ただ、なぜ消しているのかということに興味は湧きますが、おそらく、古い時代というのではなくて、明治時代以降の神仏分離令の時に修験道廃止に伴いまして権現信仰をすることが出来なくなっています。ですので、大権現という文字を消して、この幕を残そうとした、あるいは、活かそうとしたというような痕跡なのではないかと考えられています。ですので、逆に言いますと、大権現、権現名の付いた神楽の幕というのを今現在探すというのは非常に至難の業で、なかなか珍しいものだと思います。これが、明治年間の幕でございますが、明治以降はこのように神社名を記すこととなります。これは、明治37年代のこちらの神楽の幕でございます。これ以外にも明治時代の神社の幟、例祭時、神楽をやるときに立てたという幟等もございます。そして、こちらもぜひ皆さんにご覧いただきたいと思ひまして、今日、移動してきていた

できました。獅子頭、銘のないものでございます。修験神楽の名残を残してここに、不動尊の剣の模様が刻まれてございます。そしてなお、面白いのが、刃を打っている跡（歯打ち）があるようです。そしてこの後頭部の裏面には握りの部分がありますので、決して偶像というか、置いて拝んでいたもの、奉安していたものではなく、祈禱舞に使われていた獅子頭の権現という可能性がございました。ただ、残念ながら、いつのものかはわかりませんので、ぜひご教示いただければと思います。これは明治33年銘の神楽衣装の千早でございます。神楽の衣装につきまして詳細は調書の方にあげてございますのでご参考いただけたらと思います。これでわかることと申しますのは、明治33年という時代には祈禱舞以外の舞も舞われていたということがわかる資料でございます。これは神仏の化身として信仰の対象とされる獅子頭でございます。これがこの地域で一番古い獅子頭と言われますが、実は、昭和11年の銘、銘というか記載がございます。ところが、こちらには、昭和7年に一度復興しているという話題が出ましたが、昭和8年当時に神楽衆が撮影された写真がありまして、その写真の中にこの獅子頭があるわけです。ですので実際は、昭和8年以前に作られた獅子頭であろうと見解しております。民俗芸能のもので、昭和8年代、昭和一桁の時代にこのような立派な写真があるというのも私の経験の中では非常に珍しい事だと思います。これは、残念ながら銘はないのですが、江戸時代のもので伝えられている神楽面でございます。天狗面でございますけれども、こちらの面は早池峰の岳神楽の会長に確認したところ岳神楽そのものであるという風におっしゃっていました。本当にそうかどうかはわかりませんが、長い歴史の中で何かしら影響を受けているということはわかります。

それでは、現代のことについてお話ししたいと思います。各神社、例大祭はもちろんですが、何よりも花巻市の神楽の日ですね、岳神楽、大償神楽というユネスコ指定の芸能と肩を並べまして、廻り番で神楽の演舞をしているという状況でございます。こういった点でも、地域に対する貢献というのは大きいと思います。

これもまた、古い写真でございますが、昭和7年塩竈神社へ神楽を奉納しているという写真でございます。今ではそんなに珍しい事ではないかもしれませんが、昭和一桁という戦前の時代に、八木巻というのは山深いところにある小さな集落でございます。そこから、権現を奉じて塩竈まで奉納しに行ったという非常に価値ある珍しい写真で、かなり盛んに神楽が担われていたということを示すものだと思います。

伝承につきまして、外川目地区の子供たちへの神楽伝承の取組は既に50年以上継続しています。現在では内川目からも子供たちが参加しています。神楽のみでなく、地域文化の伝承にも結び付いている状況です。こういったシンガクという神楽の演舞がありますが、子どもたちに神楽を教えることで、祭りを体感させる、祭りに参加させるということで、

地域の文化を維持するということにも役立っています。

舞の形態につきましては、早池峰山麓に伝承される修験系の神楽の方式にのっとりきちんと舞っています。資料にございますが、式六番というのを最初に舞い、そして神を降ろし、そして最後に権現舞の祈祷というような形式を今でも守っています。

終盤でございますけれども、これは参考までにでございます。何度か中断して、何度か復興したという話題をいたしました。近代においては、権現舞という祈祷舞はずっと続けていたということで、中断しているのはそれ以外の舞ということになるそうです。参考までに、宮沢賢治の「山火」、おそらく大正 13 年に作られた作品でございますが、この中にもこのような非常に興味深い一節がございます。「古代神楽を伝えたり、古風に九字をしたりする大償や八木巻辺」、あたりということだと思いますが、小さな森林消防隊。これはおそらく獅子頭の権現様というのは火伏に効力があるということで、今現在も火防祭というものを、花巻、北上地方では各集落でやっています。大正時代のあちこちで燃えているらしいなんていう言葉もございますので、そういった中で、目立つ神楽の一つであったのではないかという風に想像しまして、ご紹介させていただきました。

そして、最後でございますけれども、調査の中で非常に興味深いものを発見いたしました。私は民俗専門ですので、仏像の世界というのは全くわからない状況ですが、神社という小さなお宮でございますが、その中にこのような美しい素朴な神像があり、集落では山の神と呼ばれております。15 年前にも一度拝見させていただいたのですが、興味深いのは、この台座でございます。この台座を拝見させていただきまして、享保 5 年という 1720 年代の文字が記されておまして、このなかに八木巻兵部という方の名前がございました。八木巻兵部というのは、実は、今現在の早池峰大償神楽の別当佐々木家の先祖の名前でございます。もともと、八木巻兵部という人はほとんど伝説的な存在でございましたが、出自はこの八木巻から生まれ出た人だと伝えられていて、そのことが調書の方にもわずかではございますが、掲載されています。このことから、神楽同士がどういう付き合いであったのかというのはここからは図ることはできませんが、地域同士の親交的な結びつき、あるいは権現信仰の存在、ということがここから少し読み取れるのではないかなということで、参考までに上げさせていただきました。

今ご紹介いたしました内容のいくつかは、今日直接お持ちいただきましたので、ぜひ銘の無い古い権現、獅子頭の権現様も何かアドバイスを頂けたらありがたいと思います。以上から、八木巻神楽は、民俗芸能としては非常にいろんな資料をもっていて、歴史的裏付けを持ち、この神楽を通して近郊の大迫外川目地区を中心とした神楽の変遷を見ることが出来ます。また、現代において継続した地域貢献をしていて、地域に果たす役割も非常に大きいと考えます。よって、近現代における継続性と、地域に果たす役割、そして今

後の将来性を検討した結果、価値ある芸能とみなされると考えます。それでは皆様どうかよろしく願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございました。花巻市大迫の八木巻神楽に関して中嶋委員から説明をいただきました。何か、いかがでしょうか。

(窪寺委員)

すみません、物みたいです。質問する前に。

(会長)

どうぞ。

(会長)

では、そろそろ戻ってください。

それでは八木巻神楽について、先ほど中嶋委員から御説明を頂きましたが、何かお気づきのこと、あるいはご意見ご質問があればお受けしたいと思います。

(窪寺委員)

あれを獅子頭と呼ぶのは難しいのではないかと思うんですね。ようは、霊獣関係の頭像というのは、非常に多種多様で、それを竜頭であるとか、獅子頭とか、日本はだいたい獅子か竜の二つに分けるんです。それでいいのかなというのがありまして、疑問を持っているんです。たびたび私質問されるんですよ。それと岩手県の建築を見ると、面白い造形が案外ありまして、その頭像を同定するのが案外難しいんですね。だから、単純に分類しすぎていないかと思って、勉強させてほしいなと思います。いつか。

(会長)

結局、岳や大償、それと匹敵する由緒はあるだろう。無形文化財として演目的にも遜色ない、たくさんの演目を伝えているようですし、踊りのグレードというか、その辺はどうなんでしょうか。

(中嶋委員)

問題なく高いと思います。

(会長)

あとは何かございますでしょうか。

個人的にお話し申しあげますと、先ほどご覧いただいた幕にしろ、資料群が 100 年物なんですね。中嶋委員もたびたび説明の中で、指摘されておりましたけれども、やはり 100 年物の由来を伝える確実な資料を持っている神楽団体というのは本当に珍しいと思うんですね。これまでもいくつかの無形文化財として神楽とかいろいろな民俗芸能を指定して参りましたが、伝承はさることながらそれを裏付けるような物質的遺物が、ここでは非常に充

実していると。できたら、これらの、調書にも載っておりますような、様々な資料群について、やはりしかるべき保護の措置をとっていただきたい。今回は、無形文化財としての指定をお諮りしているものでありますけれども、将来的には、附が良いのか、あるいは有形文化財として別口に由緒を示す資料としてまとめたほうが良いのか、やはり、根拠資料として保護の措置を図るべく、きちんともう一度悉皆調査と言いましょか、目録作りをお願いしたいと思うのですが、その辺についてどうですか。

(兼平委員)

基本的には、歴史の裏付けになるものはぜひ一括して保存措置をして評価をつけたいという風に思います。

(政次委員)

別口の指定は難しいと思います。そうすると結局、彫刻として面とかですね、獅子頭を評価しなければいけない、あと染色とかですね、なると厳しいので、附の方向で考えたほうが良いのではないのでしょうか。現時点で、そういうここにある関連資料というものの悉皆調査というか、一覧というものはないのでですか。

(会長)

今回は、この作成していただいた調書と言いましょか、この資料しかございませんが、改めて附に見合うような目録と言いましょか、そういったものをまた、今回は無形としてやりますけれども、将来的には附としてですね、保護の手段を講じるということも含めて確認いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(政次委員)

それであれば、私は賛成したいと思います。

(高田委員)

どうしても、こういう風なものはあまり大事にされないというか、そういうこともあるので、これからいろいろな団体の人たちに、実は、こういうのも指定の時には重要なんだということを意識してもらうためにも、そういうのをどんどん進めたほうが良いと思います。

